

ショッピングセンター業の

ベンチマーク制度

制度の概要

令和2年4月
資源エネルギー庁

ショッピングセンター業のベンチマーク制度の概要

- ベンチマーク制度とは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」の第5条に基づく「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」の「別表第5 ベンチマーク指標及び中長期に目指すべき水準」に掲げる事業を対象とし、同法第7条に定める**特定事業者**に報告を求めるものです。
- 本制度は、同じ業種（事業）で共通の指標（ベンチマーク指標）による目標（目指すべき水準）を定めることにより、他事業者との比較による省エネ取組の促進を目的としています。目指すべき水準を達成した事業者は省エネ優良事業者として社名を公表※¹します。
- **対象の事業に該当する場合**※²は、省エネ法の定期報告書においてベンチマーク指標の状況について記入いただく必要があります。

※1 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくベンチマーク指標の報告結果について
(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/benchmark/)

※2 事業（ショッピングセンター業）に供する1年度間のエネルギー使用量（原油換算値）が1,500kl以上

別表第5 ベンチマーク指標及び中長期に目指すべき水準（抜粋）

区分	事業	ベンチマーク制度の 対象事業者の 詳細はP 4、5 参照	ベンチマーク指標	目指すべき水準
11	ショッピングセンター業 （統計法（平成25年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸事務所業及び貸店舗業に該当し、かつ次の①～③を満たす施設を営業する事業） ① 小売業の店舗面積は、1,500平方メートル以上であり、主たる貸店舗を除く10店舗以上の貸店舗を有する。 ② 主たる貸店舗の面積が施設全体の8割を超える場合は、その他の小売業の店舗面積が1,500平方メートル以上である。 ③ 共用部の大部分が屋外にある施設及び地下街に該当しない。		当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量（単位 キロリットル）を延床面積（単位 平方メートル）にて除した値を、施設ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ベンチマーク指標の 詳細はP 6～11 参照	0.0305kl/m ² 以下

(参考) ベンチマーク対象業種一覧

ベンチマーク制度は、現在 15 業種 19 分野が対象とされています。

区分	事業	ベンチマーク指標（要約）	目指すべき水準
1 A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量	0.531kℓ／t以下
1 B	電炉による普通鋼製造業	上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と 下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.143kℓ／t以下
1 C	電炉による特殊鋼製造業	上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と 下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和	0.36kℓ／t以下
2	電力供給業	火力発電効率 A 指標 火力発電効率 B 指標	1.00以上 44.3%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和	3,739MJ／t以下
4 A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ／t以下
4 B	板紙製造業	板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量	4,944MJ／t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量	0.876以下
6 A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量	11.9GJ／t以下
6 B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和	3.22GJ／t以下
7	コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	845kWh／百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値	0.0305kl/m以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事務所に於いて省エネポテンシャル推計ツールによって算出される省エネ余地	15.0%以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおけるエネルギー使用量を、当該キャンパスと同じ規模のキャンパスの平均的なエネルギー使用量で除した値	0.555以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を、当該店舗と同じ規模、サービス、稼働状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.695以下
15	国家公務	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量を、当該事業所と同じ規模、職員数の事業所の平均的なエネルギー使用量で除した値	0.700以下

定期報告におけるベンチマーク指標の報告

ショッピングセンター業のベンチマーク制度の対象となった場合、ベンチマーク指標の状況を御報告いただく必要があります。

● 特定－第 6 表において、ベンチマーク指標の状況を報告する

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算kl)
11	ショッピングセンター業	□. □□□□ kl/m ²	◇ ◇ , ◇ ◇ ◇
		ベンチマーク指標の値 (実績) を記入する	ベンチマーク指標の対象と なるエネルギー使用量 (実績) を記入する

● 特定－第 7 表において、ベンチマーク状況に関し、参考となる情報を報告する

ベンチマーク制度の対象ショッピングセンター施設は、A 施設、B 施設です。
ベンチマークの目指すべき水準との差は、0. 0 3 0 5 - □. □□□□ = ▲ ×. ××××
<未達理由>
目指すべき水準が未達成だった理由は、...

⇒ 報告の手順については、P 6 ～ 1 1 を参照

ショッピングセンター業のベンチマーク制度の対象事業者について

日本標準産業分類における貸事務所業（6911）のうち貸事務所業、貸店舗業に該当し、かつ下記条件を満たす施設のエネルギー使用量の合計が1,500kl以上の場合はベンチマークの報告が必要となる。

＜条件＞

- ① 小売業の店舗面積は、1,500㎡ 以上であり、主たる貸店舗を除く10店舗以上の貸店舗を有する。
- ② 主たる貸店舗の面積が施設全体の80パーセントを超えないこと。
ただし、その他の小売業の店舗面積が1,500㎡ 以上である場合は、この限りではない。
- ③ 共用部の大部分が屋外にある施設、および地下街は除く。

（参考）日本標準産業分類

6911 貸事務所業

主として事務所、店舗その他の営業所を比較的長期（通例月別又はそれ以上）に賃貸する事業所をいう。

○貸事務所業（短期のものを除く）；貸店舗業（店舗併用住宅を除く）；貸倉庫業
×貸店舗業（店舗併用住宅のもの）[6921]

省エネ法定期報告書 特定－第3表および特定－第6表における
エネルギー使用量の報告範囲についてはP 9を参照ください。

(補足) 対象となるショッピングセンターについて

施設形態について

ショッピングセンターの施設形態は、一般的にエンクローズドモール、オープンモール、地下街に分類されますが、明確な定義は存在しません。

共用部の大半が屋外にあるオープンモールや地下街利用客以外の通行者が多い地下街については、エンクローズドモールと空調負荷が大きく異なり、同じ指標で評価を行うことは困難であることから、今回のベンチマーク制度の**対象となる施設形態は「エンクローズドモール」**とします。

(事業の条件③「共用部の大部分が屋外にある施設、および地下街は除く。」に該当)



【エンクローズドモール】

ベンチマーク制度
の対象範囲
(全体の約9割)



【オープンモール】
共用部の大部分が屋外



【地下街】

開店・閉店した施設について

該当年度内に開店・閉店した施設は評価が有利となるため**対象施設から除外**します。

ベンチマーク指標の値の算出方法について①

ショッピングセンター業におけるベンチマーク指標は、当該事業を行っている施設のエネルギー使用量を総延床面積で除した値とする。

ベンチマーク制度におけるエネルギー使用量と総延床面積の評価範囲は、施設に含まれるテナント（店舗、事務所等）、共用部、屋内駐車場、自社で使用する事務所等、**施設の所有範囲全体**を対象とする。



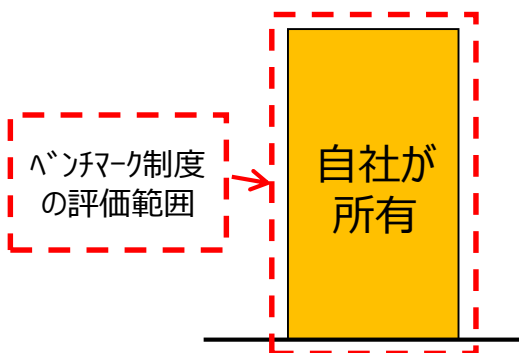
A施設の
ベンチマーク指標の値

$$= \frac{\text{A施設のエネルギー使用量の実績値(kl)}}{\text{A施設の総延床面積(m}^2\text{)}} = 0.0000 \text{ (kl/m}^2\text{)}$$

（参考）所有形態ごとのベンチマーク制度の評価範囲

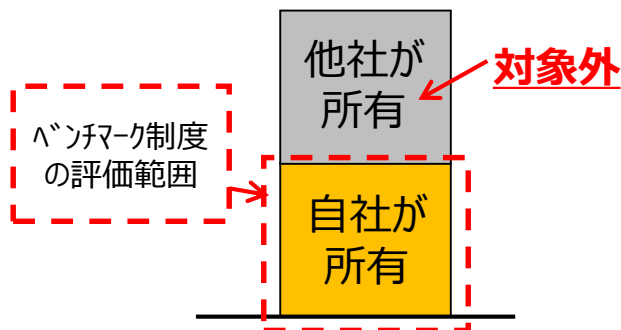
【施設が**単独所有**】

評価範囲は建物全体



【施設が**区分所有**】

評価範囲は建物を
所有する部分のみ



＜評価範囲について補足＞
オーナーとテナントが共同して施設全体の省エネを図る観点から、ショッピングセンター業のベンチマーク制度においては、エネルギー管理権原の有・無によらずテナントを含む自社が所有する施設全体を評価範囲としています。

ベンチマーク指標の値の算出方法について②

事業者が2つのベンチマーク制度の対象ショッピングセンターを所有している場合

【STEP1】 ショッピングセンター施設ごとにベンチマーク指標の値を算出する

① : **A施設**のベンチマーク指標の値を算出する

$$\begin{array}{c} \text{A施設の} \\ \text{ベンチマーク指標の値} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{A施設の} \\ \text{エネルギー使用量の実績値(kl)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{A施設の} \\ \text{総延床面積(m}^2\text{)} \end{array}} = 0.00000 \text{ (kl/m}^2\text{)}$$

② : **B施設**のベンチマーク指標の値を算出する

$$\begin{array}{c} \text{B施設の} \\ \text{ベンチマーク指標の値} \end{array} = \frac{\begin{array}{c} \text{B施設の} \\ \text{エネルギー使用量の実績値(kl)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{B施設の} \\ \text{総延床面積(m}^2\text{)} \end{array}} = \triangle.\triangle\triangle\triangle\triangle \text{ (kl/m}^2\text{)}$$

ベンチマーク指標の値の算出方法について③

STEP2：事業者のベンチマーク指標の値を算出する

ショッピングセンター施設ごとに算出した値を施設ごとのエネルギー使用量により加重平均した値を事業者のベンチマーク指標の値とする。

$$\text{事業者のベンチマーク指標の値} = \frac{\begin{array}{c} \text{A施設の} \\ \text{エネルギー使用量} \\ \text{の実績値 (kl)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{A施設の} \\ \text{ベンチマーク指標} \\ \text{の値 (kl/m}^3\text{)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{B施設の} \\ \text{エネルギー使用量} \\ \text{の実績値 (kl)} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{B施設の} \\ \text{ベンチマーク指標} \\ \text{の値 (kl/m}^3\text{)} \end{array}}{\left(\begin{array}{c} \text{A施設の} \\ \text{エネルギー使用量の実績値(kl)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{B施設の} \\ \text{エネルギー使用量の実績値(kl)} \end{array} \right)} = \square . \square \square \square \square \text{ (kl/m}^3\text{)}$$

● 特定－第6表において、ベンチマーク指標の状況を報告する

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算kl)
11	ショッピングセンター業	□ . □□□□ kl/m ³	◇◇ , ◇◇◇

ベンチマーク指標の値
(実績) を記入する

ベンチマーク指標の対象と
なるエネルギー使用量
(実績) を記入する

目指すべき水準について

目指すべき水準) 0.0305 (kl/m³) 以下 (上位15%が達成できる水準)

(補足) 定期報告書におけるエネルギー使用量の報告範囲について

● 特定－第3表における事業分類とエネルギー使用量

番号	事業分類				エネルギーの使用量 (原油換算kl)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl)	購入した利用熱の (原油換算kl)
					④	⑤	⑥
1	工場等に係る事業の名称	貸事務所業					
	細分類番号	6	9	1	1		
	工場等に						

(例) 施設全体の使用量が10,000klで、エネルギー管理権原の有無に基づき定期報告するエネルギー使用量が3,000klの場合

特定－第3表 : 3,000kl

第3表には、従来のエネルギー管理権原の有無に基づくエネルギー使用量を報告

特定－第6表 : 10,000kl

第6表には、ベンチマーク対象事業となる施設全体のエネルギー使用量を報告

● 特定－第6表におけるベンチマーク対象事業のエネルギー使用量

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算kl)
11	ショッピングセンター業	□. □□□□ kl/m ²	10,000 (例)の場合

第3表の貸事務所業で報告するエネルギー使用量とは異なります。

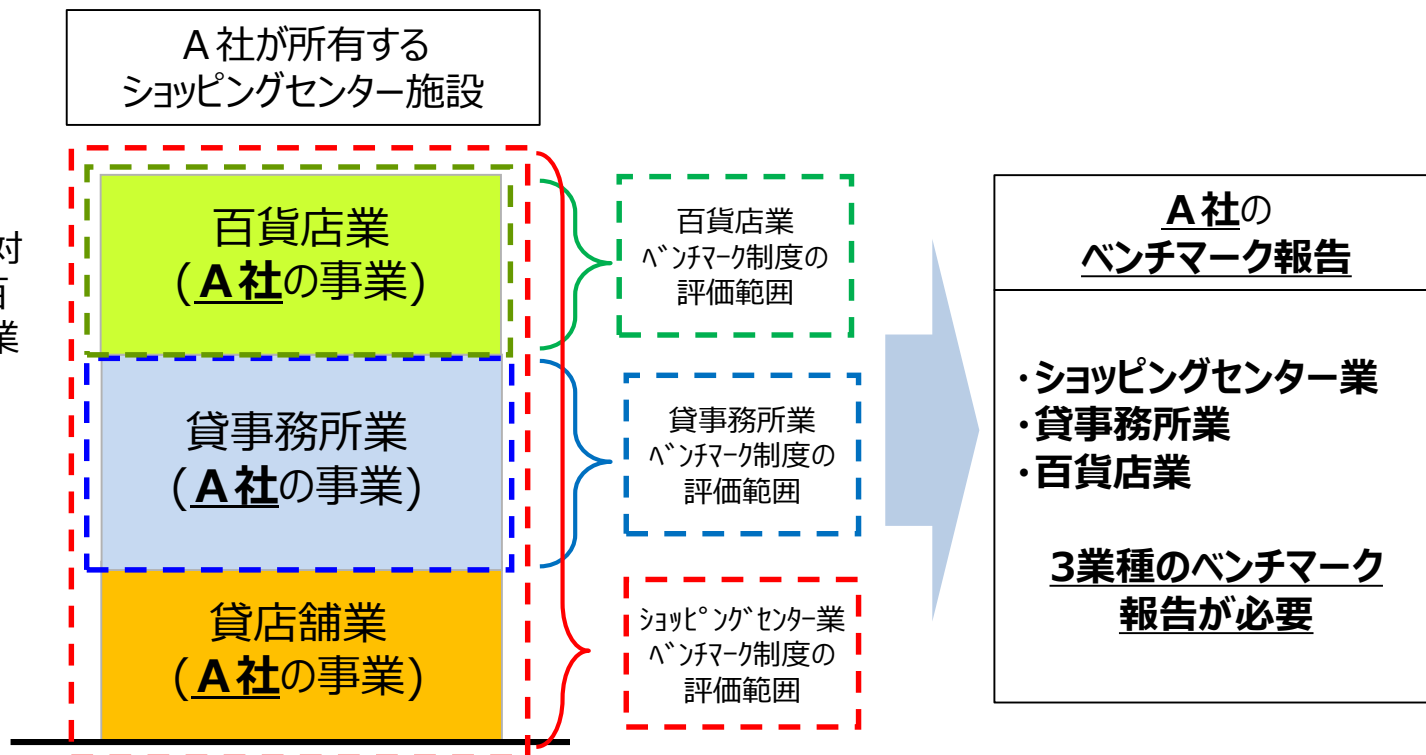
(補足) 対象施設に他のベンチマーク対象事業が含まれる場合のベンチマーク報告について①

- 対象となるショッピングセンター施設に他のベンチマーク対象事業が含まれる場合のベンチマーク報告は以下の通り。

【ケース1】

A社が所有するショッピングセンター施設で、
A社が他のベンチマーク制度の対象事業に該当する事業を営む場合

(例)
A社が所有する対象施設で、BM制度の対象事業に該当する百貨店業、貸事務所業を営む場合



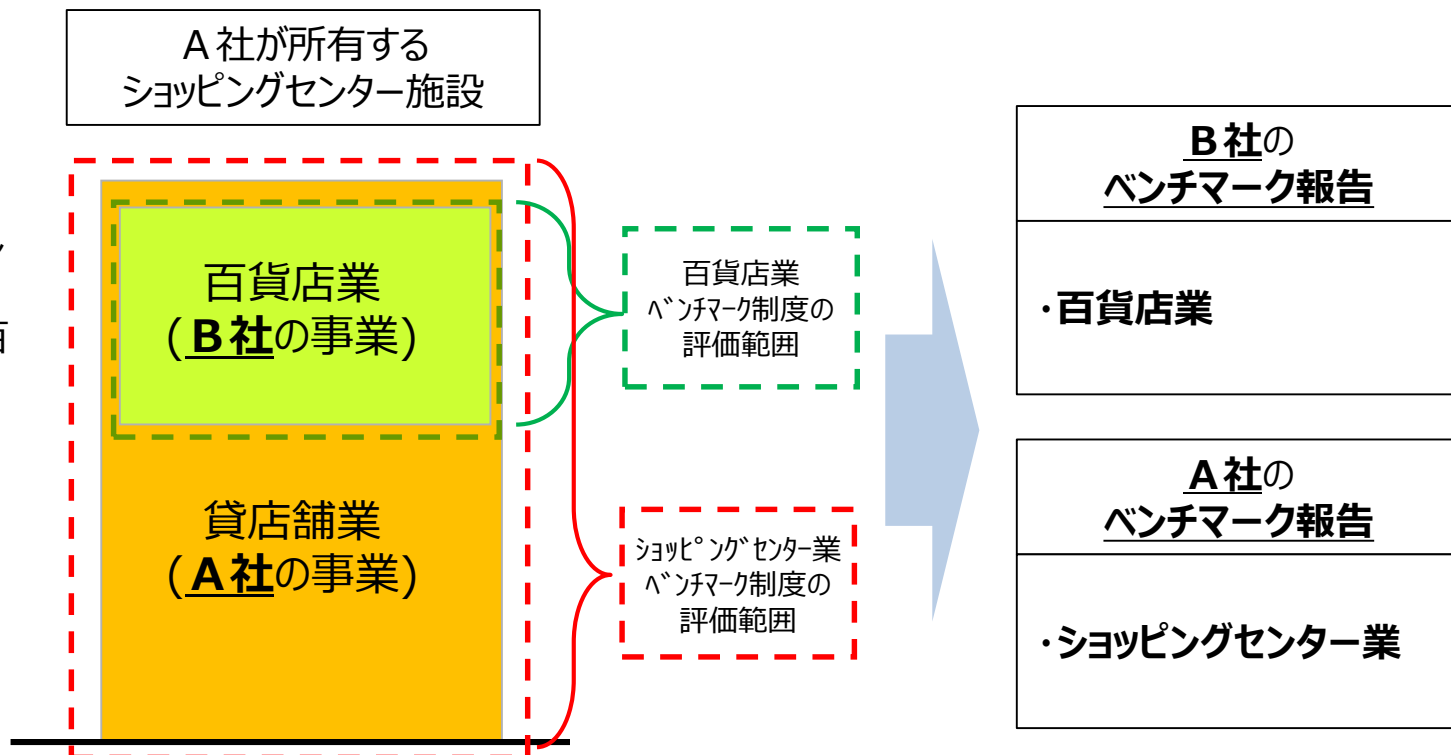
(補足) 対象施設に他のベンチマーク対象事業が含まれる場合のベンチマーク報告について②

- 対象となるショッピングセンター施設に他のベンチマーク対象事業が含まれる場合のベンチマーク報告は以下の通り。

【ケース2】

A社が所有するショッピングセンター施設で、
B社がテナントとして他のベンチマーク制度の対象事業に該当する事業を営む場合

(例)
A社が所有する対象施設で、B社がテナントとしてBM制度の対象事業に該当する百貨店業を営む場合



(参考) ベンチマーク目標達成時の評価

『事業者クラス分け評価制度』における評価

ベンチマーク目標達成事業者は、『事業者クラス分け評価制度』において、原単位 1 %以上の低減を達成していなくても S クラス（優秀事業者）へ位置付けられます。

S クラス

省エネが優良な事業者

【水準】 ※1

① 努力目標達成

または、 ※2

② ベンチマーク目標達成

【対応】

優良事業者として、経産省 H P で事業者名や連続達成年数を表示。

A クラス

一般的な事業者

【水準】

B クラスよりは省エネ水準は高いが、S クラスの水準には達しない事業者

【対応】

特段なし。

B クラス

省エネが停滞している事業者

【水準】 ※1

① 努力目標未達成かつ直近2年連続で原単位が対前年度比増加

または、

② 5年間平均原単位が5%超増加

【対応】

注意喚起文書を送付し、現地調査等を重点的に実施。

C クラス

注意を要する事業者

【水準】

B クラスの事業者の中で特に判断基準遵守状況が不十分

【対応】

省エネ法第 6 条に基づく指導を実施。

※1 努力目標：5年間平均原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

ただし、ベンチマーク対象範囲のエネルギー使用量が事業者全体のエネルギー使用量の過半となる場合に限る。